

社会福祉法人摂津市社会福祉協議会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人摂津市社会福祉協議会（以下「当法人」という）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等のうち、会長には月額6万円の報酬を支給する。

2 役員等のうち、監事には、監査、理事会及び評議員会の出席につき1回あたり6万円の報酬を支給する。

3 役員等のうち、会長を除く理事及び評議員については、これを支弁しない。

(前条の除外)

第3条 前条の支給対象たる役員等は、法人職員としての地位を有さない者に限り支給することとし、併給はしない。

(旅費等)

第4条 会長が職務のため大阪府内の出張を行う場合の旅費は、これを支給しない。ただし、宿泊を伴う場合の旅費は、本会旅費規程の定めるところにより支給する。

2 監事が監査、理事会及び評議員会に出席するためにかかる旅費は、第2条第2項にある報酬とは別に実費を支払うものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。ただし、監事への報酬の支給については、平成29年度第1回評議員会にて選任された監事より適用する。

(会長の報酬に関する規程の廃止)

2 摂津市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程（平成26年4月1日）は、廃止する。